

令和7年9月吉日

お客さま各位



破産管財人等口座開設手数料の新設について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では破産・相続手続き等における管理用口座の新規口座開設等にあたり、下記のとおり口座開設手数料を新設させていただくことになりました。

お客さまにはご負担をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日 令和7年10月1日(水)
2. 新設する手数料

名 称	破産管財人等口座開設手数料
対象口座	(1)破産管財人名義の口座 (2)相続財産管理人(清算人)名義の口座 (3)不在者財産管理人名義の口座 (4)遺言執行者、遺言整理受任者名義の口座 (5)上記のほか管理用口座として作成する口座
手数料金額	1口座あたり22,000円(税込)
留意点	・法人、個人は問いません。 ・既存口座を名義変更する場合も含みます。

以 上